

議案第 48 号

里庄町証明等手数料条例の一部改正について

里庄町証明等手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 9 月 1 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料等について所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成27年9月 日公布
里庄町条例第 号

里庄町証明等手数料条例の一部を改正する条例

第1条 里庄町証明等手数料条例（平成12年里庄町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中第24号を第25号とし、第23号を第24号とし、第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

(22) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条の規定に基づく通知カードの再交付手数料 1枚につき 500円

第2条 里庄町証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第21号を次のように改める。

(21) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条の規定に基づく個人番号カードの再交付手数料 1枚につき 800円

第2条第22号中「（平成25年法律第27号）」を削る。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。